

流域治水協議会を開催！

～県内全ての二級水系で「流域治水プロジェクト」を策定します～

- 広島県内の二級水系47水系について、令和4年3月28日に、西ブロック・中央ブロック・東ブロックの流域治水協議会を開催し、流域内の市町や県等が行う治水対策をとりまとめた各水系の「流域治水プロジェクト(案)」が承認され、令和4年3月30日に策定・公表。
- 今回の協議会からは、「林野庁近畿中国森林管理局広島森林管理署」や「(国研)森林研究・整備機構 森林整備センター広島水源林整備事務所」、「中国電力(株)西部水力センター」などが新たに参画した。

【開催概要】

日時: 令和4年3月28日(月) 14:00～14:30

場所: 広島県庁(WEB開催)

- 議事: (1) 規約(改定案)の承認
 (2) 流域治水プロジェクト(案)の概要説明
 (3) 情報提供(治山事業、本川及び江の川上流域の特定都市河川の指定)

【広島県土木建築局 齋藤局長挨拶】

- 国において流域治水関連法の整備が行われ、流域治水が都市部だけでなく全国へ広がった。
- 本県においては、本川と多治比川において特定都市河川に指定し、法的な枠組みを活用して流域治水を強力に推進していく。



開催状況(本会場)



開催状況(WEB参加者)

【構成員からの意見】

- 気候変動により増大する水害リスクから、市民の命と暮らしを守るためには、治水対策の抜本的な強化が喫緊の課題だと認識している。
- 激甚化・頻発化する災害に対しては、河川管理者以外の国・県・市・町・住民・企業が協力・連携して、ハードとソフトの両面から災害の被害を最小限にしていくことが必要である。
- 流域内の地域住民の協力を募りながら、誰もが安心・安全に暮らしていくために、市として最大限努力していきたい。

【構成機関】 3ブロックで計18機関

【西ブロック】



【中央ブロック】



【東ブロック】

